

## 宇都宮市建設工事等電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市が宇都宮市建設工事執行規則（昭和50年規則第34号）（以下「建設工事執行規則」という。）の適用を受ける建設工事及び工事関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約を締結する手続において、契約内容の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う手続（以下「電子契約」という。）の実施に関し、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号。以下「契約規則」という。）及び建設工事執行規則並びに宇都宮市契約事務取扱規程（昭和48年訓令第3号。以下「契約事務取扱規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。なお、この要領に定めのないものについては、それぞれの契約締結手続に係る実施要領等の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子契約サービス

サービス提供事業者が宇都宮市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会人型電子契約サービスをいう。

(2) サービス提供事業者

電子契約サービスを提供する事業者をいう。

(3) 電子署名

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。

(4) タイムスタンプ

サービス提供事業者が電子署名を付与する際に用いる電子的な時刻証明をいう。

(5) 電子契約書

法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。

(6) 契約書一式

書面により契約書を作成・製本する場合と同一のもの及び仲裁合意書をいう。

(7) アカウント

電子契約サービスを利用するための権利をいう。

(8) パスワード

電子契約サービスを利用するために必要となる暗証文字列をいう。

(9) アップロード

電子契約書等の電磁的記録を電子契約サービスに送信する行為をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、契約課が取り扱う200万円超の建設工事及び100万円超の工事関連業務委託に係る当初契約(当初仮契約を含む。)の契約書(仮契約書を含む)及び覚書(様式第1号)において利用できるものとする。ただし、次の場合を除く。

(1) 契約の相手方が電子契約を希望しない場合

(2) 契約課長が電子契約サービスの利用が困難であると認める場合

2 変更契約(変更仮契約を含む)については、利用の対象外とする。

3 第1項第2号に該当する場合には、入札公告又は指名(見積)通知に電子契約サービスの利用対象外である旨を明記するものとする。

(電子契約の運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、契約課に電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、契約課内で取り扱うシステムの運用を行う者をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持

(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保

(3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理

(4) その他電子契約サービスの運用及び管理のために必要な事項

(承認者の設置)

第5条 契約課に承認者を置き、契約課長又はあらかじめ契約課長が指名する者をもってこれに充てる。

2 前項の「承認者」とは、契約相手方及び担当者が承認した電子契約書が決裁を得たも

のと相違ないことを確認する者をいう。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、次に掲げる対応を行うこととする。

- (1) 組織改編等に伴うアカウントの変更
- (2) アカウントの管理及び使用
- (3) パスワードの管理，設定及び変更
- (4) 業務に従事しない者に知られることのないようパスワードの厳重管理

(電子契約利用申出書兼同意書の提出)

第7条 契約課長は、建設工事等の契約に係る入札書又は見積書を提出する者が電子契約サービスの利用を希望する場合には、落札後又は契約の相手方の決定後、速やかにメールで電子契約利用申出書兼同意書(様式第2号)を提出させるものとする。

(電子契約書のアップロード)

第8条 契約課の担当者は、契約の相手方に対し、契約関係書類を指定するファイル形式で提出させ、次の手順で電子契約書のアップロードを実施する。

- (1) 契約書一式及び契約関係書類の内容確認を行う。
- (2) 電子契約サービスにログインし、契約書一式をアップロードする。なお、アップロードするファイルの形式は、PDF データ形式とする。
- (3) 書類情報及び契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行う。

(契約書の送信順)

第9条 アップロードした電子契約書の送信は、原則として次に掲げる順に行うものとする。

- (1) 契約の相手方(承認者)
- (2) 契約課の担当者
- (3) 承認者

2 契約の相手方が希望した場合は、契約の相手方(承認者)より前に、契約の相手方(担当者)を設定することができるものとする。

3 電子契約サービスに利用する契約の相手方の氏名及びメールアドレス等は、第7条の規定により提出された電子契約利用申出書兼同意書に記載されている事項を確認の上利用するものとする。

4 契約課の担当者及び承認者のメールアドレスは、第6条の規定により付与されたアカウントに設定されたものを用いるものとする。

(契約内容の確認・承認)

第10条 契約課の担当者は、契約の相手方に対し、電子契約サービスにアップロードされた電子契約書が第7条の規定により提出された書類情報と相違ないことを確認し承認を行うよう依頼するものとする。ただし、契約の相手方は、アップロードされた電子契約書に誤りがある場合は、承認せずに、速やかに契約課の担当者に連絡するものとする。

2 契約課の担当者は、契約の相手方が承認した旨のメールを受信したときは、電子契約サービスにアップロードされた電子契約書が第7条の規定により提出された書類情報と相違ないことを確認し承認するものとする。

3 承認者は、契約課の担当者が承認した旨のメールを受信したときは、前項と同様に確認し、承認するものとする。

(契約の締結)

第11条 前条の規定による手続により、アップロードされた電子契約書に電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約が締結となる。

2 契約課の担当者は、契約が締結されたときは、電子契約サービス上の「締結済み」フォルダから、締結された電子契約書等をダウンロードするものとする。

(電子契約書の保存)

第12条 電子契約における契約書の正本は、電子契約サービス上に保管される電子契約書及び契約締結後適切に保管された電子契約書のデータファイルとする。

2 電子契約書は、第8条の規定によりアップロードされた電子契約書に電子署名及びタイムスタンプが付与された日から起算して10年間有効なものとする。

3 契約課長及び契約の相手方は、契約締結後、電子契約サービスから送信される契約締結完了メールに添付された電子契約書のデータファイルを適切に保管するものとする。

(契約内容の訂正)

第13条 契約課長は、契約内容の訂正（誤字又は語句の訂正等）が生じた場合は、覚書に訂正等の内容を記載し、第8条から第11条に準じた処理を行い、第12条に準じた保管をするものとする。なお、訂正前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。

(契約締結後の契約課の処理)

第14条 契約課長は、第11条の規定による契約の締結をしたときは、第12条第3項の規定により保管されている電子契約書のデータファイル及び金入設計書1部を、契約書送付書を添えて工事担当課長に返付するものとする。

2 前項の場合において、当該契約が検査室の検査の対象となる工事請負契約であるときは、契約課長は、電子契約書のデータファイル及び金入設計書1部を、検査用工事請負契約書送付書を添えて検査室長に送付しなければならない。

3 当該契約について第13条の規定により覚書を作成したときは、前2項の処理に加え、覚書のデータファイルを工事担当課長（前項に該当する場合は検査室長を含む）に送付するものとする。

（契約の解除）

第15条 契約課長は、契約の解除となった場合は、電子契約サービス以外の方法により履歴を管理する。なお、解除前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。ただし、解除に係る通知を発する必要がある場合は、電子契約サービス以外の方法により通知する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以降に落札決定をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 覚書

発注者宇都宮市と受注者〇〇株式会社とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「(工事名又は業務名)」の契約に関し、下記のとおり内容の訂正等があったことを確認し、訂正等に合意した。

### 記

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

以上覚書を取り交わしたことを証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保存する。

令和 年 月 日

発注者	住所	宇都宮市旭1丁目1番5号
	氏名	宇都宮市 宇都宮市長 佐藤栄一

受注者	住所	
	氏名	

## 電子契約利用申出書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

住所又は所在地

名称(社名)

代表者(職氏名)

当社は、以下の案件の契約書の作成にあたり、宇都宮市と電子契約サービスを利用することを希望し、それによって契約を締結することに同意します。なお、電子契約サービスに利用するメールアドレスは以下の通りです。

案件名			
申出者 (受注者)	【契約締結権者】	役職	
		氏名	
		メールアドレス	
【担当者】	部署名等		
	氏名		
	メールアドレス		
	電話番号		

建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

- ※ この申出書は、契約ごとに1通提出してください。
- ※ この申出書は、予定する契約日の2日前(閉庁日を除く)までに契約関係書類(工程表等)と合わせて提出してください。
- ※ 【契約締結権者】の欄には、宇都宮市入札参加有資格者名簿に登録のある代表者又は委任者を記載してください。ただし、【契約締結権者】が【担当者】を兼ねる場合や、メールアドレスが1つしかない場合は、【担当者】欄は空欄で提出してください。また、【契約締結権者】と【担当者】で同じメールアドレスを申出することはできません。

※ 【担当者】 → 【契約締結権者】 の順に、電子契約サービスより契約書の内容確認依頼のメールが届き【契約締結権者】が内容を承認することで、契約書の内容に同意したものとします。

※ 申出を撤回する場合は、契約課と協議の上、メールにてその旨を申し出てください。

以降、契約書記載事項について確認の上、記載してください。

【建設工事請負契約確認事項】

契約日※1※2	令和 年 月 日
着手日※1※3	令和 年 月 日
完了日※1※3	令和 年 月 日
工事を施工しない日※4	
工事を施工しない時間帯※4	
契約保証金※5	

※1 契約日，着手日，完了日は和暦で記載してください。

※2 契約締結期限は落札決定があった日の翌日から，7日後（休日を除く）となります。

※3 任意着手方式を設定した案件については，工期開始日通知書（様式1号）により通知した工期の開始日，完了日を記載してください。

※4 工事を施工しない日，工事を施工しない時間帯については，工期内において現時点で決まっている場合に記載してください。決まっていない場合は「該当なし」と記載してください。

（例） 毎週土曜日，毎週日曜日，祝日

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※5 契約保証金について，下記の通り記載してください。

- ・契約保証金が免除の場合 : 免除
- ・現金 : 現金の額
- ・有価証券 : 担保（有価証券の提供）
- ・銀行等の保証書 : 担保（銀行等の保証）
- ・保証事業会社の保証書 : 担保（保証事業会社の保証）
- ・損害保険会社の保険 : 免除（履行保証保険）
- ・履行保証証券 : 免除（公共工事履行保証証券）

なお、現金については、契約課にて納付書を作成しますので、事前にご連絡くだ

さい。

**【工事関連業務委託契約確認事項】**

契約日※1※2	令和 年 月 日
履行期間開始日※1	令和 年 月 日
履行期間終了日※1	令和 年 月 日

※1 契約日，履行期間開始日，履行期間終了日は和暦で記載してください。

※2 契約締結期限は落札決定があった日の翌日から，7日後（休日を含む）となります。